

## 古都保存施策の体系

### 1 古都保存法の概要

#### (1) 保存の対象

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」に基づく歴史的風土の保存を図る適用対象となる地域である「古都」は「わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村」をいうものとされ、「政令で定めるその他の市町村」としては、当初、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町及び同県高市郡明日香村が定められ、平成12年に逗子市が追加され、あわせて7市1町1村となっている。

#### (2) 歴史的風土保存区域

「歴史的風土」とは、「わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況」をいい、国土交通大臣は、古都における歴史的風土を保存するために必要な土地の区域を「歴史的風土保存区域」として指定することができる。

#### (3) 歴史的風土保存計画

国土交通大臣は、「歴史的風土保存区域の指定をしたときは、当該歴史的風土保存区域について、歴史的風土の保存に関する計画を決定しなければならない。」と規定されている。

なお、これら歴史的風土保存区域の指定や歴史的風土保存計画の決定等については、社会資本整備審議会の意見を聴き、国土交通大臣が決定することとされている。（再編前は、総理府に設置されていた歴史的風土審議会の意見を聴き、内閣総理大臣が決定することとされていた。）

#### (4) 歴史的風土特別保存地区

歴史的風土保存区域内において歴史的風土の保存上当該歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域については、歴史的風土保存計画に基づき、都市計画に歴史的風土特別保存地区を定めることができる。

## (5) 行為の制限

歴史的風土保存区域（歴史的風土特別保存地区を除く。）内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築など一定の行為をしようとする者は、あらかじめ府県知事（政令市においては市長。以下同じ。）への届け出が必要となっている。

また、歴史的風土特別保存地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築など一定の行為をしようとする者は、府県知事の許可が必要となっており、府県知事は違反した者に対し聴聞を行った後、原状回復等を命じることができる。

## (6) 土地買入れ等

府県（政令市においては市）は、特別保存地区における行為の許可を得ることができないため、損失を受けた者に対する損失の補償及びその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を府県において買入れるべき旨の申出があった場合における特別保存地区内の土地で歴史的風土の保存上必要があると認める土地の買入れを行うこととされている。

国は、損失の補償又は土地の買入れに要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担（補助率 7 / 10）するものとされ、古都保存事業として用地費のほか、歴史的風土保存施設について補助（補助率 1 / 2：予算補助）を行っている。（平成12年 3 月末現在、約433haの土地の買上げが行われている。）

## 2 明日香法の概要

### (1) 経緯、趣旨

奈良県高市郡明日香村については、6世紀末から7世紀末に至る約1世紀の間、都はおおむねこの村の区域内において営まれ、大化の改新を経て、我が国の律令国家体制が初めて形成された時代における政治、文化の中心的な地域で、村内には、伝飛鳥板蓋宮跡、伝飛鳥浄御原宮跡等の宮跡、飛鳥寺跡、川原寺跡等の仏教伝来期に建立された寺跡、石舞台古墳、高松塚古墳等の古墳、飛鳥川、甘櫨丘、雷丘、南淵山等の万葉集にうたわれた有名な山や川等の重要な歴史的文化的遺産が数多くあり、これらが周囲の自然的環境と一体をなして他の地域には見られない極めて貴重な歴史的風土を形成している。

この歴史的風土の保存を図るため、古都保存法、「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策について（昭和45年の閣議決定）」等により、各種の施策が講じられてきたが、昭和55年、歴史的風土の保存と住民生活との調和を図るための各種の施策が講じるための「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（明日香法）」が制定された。

## (2) 制度の概要

明日香法は、古都保存法の特例及び国等において講ずべき特別措置を定めるものである。国土交通大臣は、明日香村歴史的風土保存計画を定め、これに基づき、明日香村の全域については、歴史的風土特別保存地区に相当する地区として都市計画に第1種歴史的風土保存地区及び第2種歴史的風土保存地区を定めこととされている。第1種地区は、歴史的風土の保存上枢要な部分を構成していることにより、現状の変更を厳に抑制し、その状態において歴史的風土の維持保存を図るべき地域、第2種地区は、著しい現状の変更を抑制し、歴史的風土の維持保存を図るべき地域とされている。この他、地域住民生活との調和を図るため、明日香村整備計画の策定、明日香村整備基金の設置等、国の講ずる措置等を定めている。